

論点整理に対するコメントの公表1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」

2. コメント募集期間

平成21年1月22日～平成21年4月6日

3. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL02	信託協会
CL03	日本年金数理人会・日本アクチュアリー会
CL04	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL07	あずさ監査法人
CL08	新日本有限責任監査法人
CL09	全国銀行協会
CL10	社団法人 生命保険協会 経理部会
CL11	企業の資金調達の円滑化に関する協議会
CL12	社団法人 全国信用組合中央協会
CL13	企業年金連合会
CL14	監査法人トーマツ 年金会計サービスライングループ
CL15	あらた監査法人 アシュアランス業務部門品質管理部
CL16	企業年金連絡協議会
CL17	社団法人 日本経済団体連合会 経済第二本部
CL19	日本公認会計士協会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	佐々木 秀和	公認会計士
CL05	大山 義広	年金数理人
CL06	井上 雅彦	公認会計士
CL18	青木 雄二	公認会計士

5. 主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
総論			
優先度に応じた検討（1件）	今回の見直しの趣旨並びに時間的制約を勘案すると、論点整理で言及されている検討の進め方、即ち優先度の低い論点に関しては今回の検討対象から除く、あるいは濃淡をはっきりつけた検討を行うというアプローチには賛同できる。一方で、その検討結果が他の論点の検討に多大な影響を与える根本的な会計処理に係る論点については効率的な検討という観点から優先的にこれを取り上げるなどの配慮が必要と考える。		
国際的な会計基準の動向との関係（4件）	<ul style="list-style-type: none"> 会計基準のコンバージェンスの加速化に向けて退職給付会計基準を見直すこととしているが、IASB、FASB の検討動向を十分に見極めた上で、議論を進めるべき。 論点整理では、細分化した論点ごとに今後の議論の方向性を区分しているが、将来の包括的な見直しの議論と直接又は間接に影響する点があると考えられるため、平成23年を目処とする今回の見直しの範囲は、最低限必要な部分に留めるべき。今回の見直しで影響が出る部分が、包括的見直しの際に逆の影響を受ける可能性もあることに留意する必要がある。 全体として、国際的な会計基準の議論の動向、退職給付の債務及び費用の測定方法の抜本見直しなどその定義・考え方再検討の進捗状況や、世界同時不況の様相にある厳しい実体経済を踏まえた対応なども視野に入れ、拙速な議論・結果とならないよう慎重に見直し作業を行うべき。 国際的な動向次第では、本件に関して再度論点整理が必要になることも考えられるため、今回の論点整理にとらわれることなく柔軟に対応すべき。 会計処理や開示ルールを明確にし、同一のルールを下に開示することは投資家の視点にたてば比較の容易さを向上させるため、退職給付会計においても、IFRS にコンバージェンスすることは適当。 		
国際的な会計基準との連携	現行IAS第19号は、我が国の退職給付制度の特徴（例えば受給権付与の仕組み等）を想定していない可能性があるが、ASBJを中心とした我が国における検		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
(1件)	討結果に応じて、IAS第19号の改善に貢献できる場合があると考える。		
我が国の事情を踏まえた慎重な検討が必要（1件）	我が国の会計基準とIFRSとのコンバージェンスという目標の重要性は十分理解するものの、退職給付会計の改訂は多くの企業の経営に多大な影響を及ぼす可能性が高い。したがって、コンバージェンスを推進する視点からだけではなく、各国・地域によって制度が異なることを踏まえ、改訂内容が、我が国の制度及び商慣行、並びに企業の実態を適切に反映するものとなっているか、慎重な検討が不可欠であると考える。改訂の内容によっては、例えば確定給付型年金制度の消滅など、我が国の制度そのものが重大な影響を受ける可能性があり、慎重な検討のために財務諸表の利用者や作成者等の幅広い視点を踏まえることが必要であるとともに、IASBでの見直しの議論については、これまでと同様に積極的な意見発信をお願いしたい。		
IFRS適用との関係（1件）	本年2月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が公表されており、我が国におけるIFRSの適用に関する議論が開始されている。現時点では中間報告との位置づけであるが、今回の論点整理で議論する内容が、IFRSの適用を前提とした場合に、その対象外となる財務諸表（中間報告では、非上場の連結財務諸表及び個別財務諸表が想定される。）について引き続き適用される会計基準を想定したものであるかどうかを明確にし、会計基準の変更の影響度合を検討することが、今後の議論を効率的に進めることに繋がると考える。		
その他（1件）	近時の金融市場の危機に鑑みて、早急に結論をまとめる必要があると考えられる論点（論点4-2、論点5など）がある。		
【論点1】 退職給付債務及び勤務費用の会計処理			
【論点1-1】 予測単位積増方式による測定方法等の見直し			
今回の見直しの中で、この論点を取り上げるべき（3件）	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計の根幹となる退職給付債務の意義や具体的な計算方法に関する論点であり、十分に議論を深めることが重要である。ASBJを中心として本件の議論を我が国で深めることは、IASBの第2フェーズにおけるIAS第19号の包括的な見直しへの貢献にもつながるものと考えられる。 この部分の議論が決着しない限り、全体として調和の取れた退職給付会計の構築は不可能である。 この論点は最も根幹になる部分であるが、国際的議論と歩調を合わせること 		

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<p>が効率的と考えられているようである。しかし、これは幹になる議論を後回しにして枝葉の論点を断片的に検討しようとするものであり、このプロジェクト全体の効率から見れば検討のアプローチが逆である。</p>		
<p>（当面行わない）国際的な議論と歩調を合わせて検討することが効率的（3件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この論点については、国際的な議論の動向により内容が変更することが考えられる。 ✖ 仮に国際的な議論において、公正価値評価など、新たな測定手法が導入される場合には、日本企業が国際的な比較の中で不利な取り扱いを受けることがないよう、わが国に導入されている退職給付制度への適用について、改めて検討することは必要である。 		
<p>予測単位積増方式が合理的である（1件）</p>	<p>実際の退職給付の支払いは退職時における退職給付額に基づいて行われるが、退職給付の支給倍率は、昇給により勤務期間と共に増加することが一般的であるため、退職給付債務は将来の昇給による増加を見込むべきであり、その測定については将来の昇給を反映させる予測単位積増方式が合理的。</p>		
<p>確定給付債務又は累積給付債務を用いるべき（1件）</p>	<p>将来の昇給は当期の負担に属するものではないため、予測単位積増方式により退職給付債務を測定すべきでない。将来の昇給が当期の負担に属するものとの立場を採るのであれば、まず、給与そのものについて将来の昇給を加味した方法により費用処理すべきであるが、その様な会計処理がより合理的であるとは感じられない。予測単位積増方式に代えて、確定給付債務または累積給付債務を用いる方法を採用すべきである。</p>		
<p>【論点 1-2】 退職給付債務及び勤務費用の測定方法</p>			
<p>退職給付見込額の期間帰属方法について、検討対象とすべき（8件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 検討に当たっては、我が国で期間定額基準を原則的な方法と決定したときの論拠が崩れたのか、再確認が必要であるが、連結と個別財務諸表とで日本基準と IFRS の両方を使用する場合などを考えると、IAS 第 19 号にコンバースさせることが作成者や利用者の利便性を高める。 • 日本では退職金制度から企業年金制度への移行形態が定年や高勤続部分のみ移行している場合などのように制度単位で見ると給付カーブが複雑な場合や、給与（ポイント）と支給率の要素が混在している給付形態もあるため、こうした給付算定式基準の解釈の整理が必要。 • 昨今の退職給付制度の変容を踏まえた検討を行うべき。 • 期間定額基準を原則的な方法とすることの見直しも検討すべき。 		

審議事項（3）－2

平成 21 年 5 月 18 日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<ul style="list-style-type: none"> • この論点は、論点 7 や 8 などと幅広く関連する重要なものである。 • 国際的な会計基準の方向性は定まっている。 ✕ 例えば定年給付のみを退職金制度から企業年金制度に移行している場合等、我が国の給付設計に IAS 第 19 号の定めを適用することで問題が生じないかどうか十分な検討が必要である。 ✕ 日本の退職給付制度に特徴的なものがあることも勘案すると、国際的な議論に沿って見直すというスタンスでは、現在生じている不都合な点が解消したとしても別の不都合な点が生じることになりかねない。したがって論点 1-2 で示されている内容にとどまることなく広く問題点を洗い出し、総合的に議論していくことが望ましい。 		
<p>退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて、慎重であるべき（2 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 給付算定式による期間帰属が、我が国に現存するいずれの制度においても適合的であるかを慎重に見極める必要がある。 • 給付算定式から「著しく高水準の給付を生じさせる期間」を特定することは通常困難であり、実務的な視点からも期間定額基準の有用性は高い。 • 我が国には依然として長期勤続者を相対的に優遇する制度があり、期間定額基準を原則的な方法と決定したときの状況が解消されたわけではない。長期勤続者を相対的に優遇する制度であっても、期間定額基準と給付算定式に従う場合との間の差異が小さいことを踏まえれば、期間定額基準を認めるべき。 		
<p>予定昇給率にベースアップを反映させることについて、慎重であるべき（2 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 我が国では、ベースアップは組合との団体交渉で決定する場合が一般的であり、一般物価水準やインフレーションによるベースアップは必ずしも前提とされていない。そのため、予定昇給率に対して、画一的に一般物価水準やインフレーションによるベースアップを織り込むことは望ましくなく、現行の取扱いで問題ないものとする。 • 我が国の制度においては、退職給付金額算定用の給与にベースアップを反映しないものがほとんどである（ポイント制退職金制度が代表的）。近年は物価上昇率の低下もあり、ベースアップの確実性が低くなっているという現状認識があり得ることも踏まえ、予定昇給率の算定にベースアップを反映することの妥当性を慎重に判断すべき。 		
<p>割引率について、支払いの見積時期や給付</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 支払いの見積時期及び金額等を勘案した加重平均に基づく割引率（リスク・フリー・レートに基づく）とすべきである。ただし、本来的には退職給付債務の割引にはその固有のリスク（割引率以外の仮定の変更により生じる）に 		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
金額を考慮する見直しをすべき（1件）	<p>見合った市場要求利回りを使用すべきであるが、観察可能性の観点からリスク・フリー・レートを使用するにすぎない点に留意が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務と実際の資金調達手段との代替可能性が乏しい点や事業用資産の多くに割引計算が適用されていない現状を踏まえれば、退職給付債務の割引率に企業の信用リスクを加味することは不適切である。 		
割引率の見直しを行う場合には、考慮すべき事項がある（2件）	<ul style="list-style-type: none"> 実務的な負担を踏まえると、加重平均割引率においても引き続き単一のものを用いることができる方向での検討をすべき。 割引率の設定方法については、退職給付債務の測定結果への影響が大きいため、我が国の企業が国際的な比較の中で不利な取扱いを受けることがないよう慎重に検討する必要がある。 国際的な会計基準の取扱いにおいては、割引率の設定にあたって給付ごとの支払いの見積時期や給付金額を考慮しているとされている点について、欧米企業の実際の取扱いについて幅広く調査を行った上で、その是非を検討すべき。 		
測定にあたっての合理的な近似の明記（1件）	<p>平成20年7月31日に公表された企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」では、退職給付債務の計算において割引率に関する合理的な補正方法を利用できることが示されているが、その他にもIAS第19号に記載があるような合理的な近似に関する一般的な規定を明記すべきである。</p>		
[論点1-3] 小規模企業等における簡便法の容認			
検討の対象とすべき（1件）	<p>この論点は国際的な会計基準の方向性がおおむね固まっていると考えられ、基準間に差異もあるため、今回の見直しの対象とすべき。</p>		
簡便法を引き続き容認すべき（4件）	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業等にて原則法での数理計算を行うことは非常に困難であることも考えられ、実務上の負担が大きい。 簡便法は、従業員数が比較的少ない小規模企業等においては数理計算に基づいた合理的な見積りを行うことが困難である場合などが考えられるために導入されたものと認識している。簡便法を廃止し、重要性の原則が適用されるような場合には、別途、重要性が乏しいために数理計算に基づく退職給付債務の算定が求められない場合を特定するための指針についての検討が必要となる。 		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<ul style="list-style-type: none"> 簡便法と原則法での計算結果の差異が連結会社全体に及ぼす影響も僅少である場合も多い。国際的な議論に対しても働きかけを行っていただきたい。簡便法を廃止して原則法を導入したとしても、実務負荷とコスト負担が増大するにも拘らず、結果として算出された退職給付債務が必ずしも合理的なものとはならない。 		
簡便法の適用範囲を見直すべき（1件）	簡便法の容認される小規模企業については、人数規模等の数値要件を設けるのではなく、基本的には原則法を用い、会社が影響軽微と判断し、監査人がそれを認める場合にのみ簡便法の適用を認めることとすべきである。本来は制度設計や受給者数等様々な要素を考慮にいれて影響額の多寡を判断して簡便法の適用を認めるべきと考えられる。		
簡便法の方法を見直すべき（1件）	<p>小規模企業等における簡便法について、国際的な会計基準でも容認されている、数年（通常3年程度）に一度、個別データを基に退職給付債務計算を行い、計算年度間の年度については、ロールフォワード方式による簡便的な方法に限定して認める方向で検討を進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な会計基準では簡便法の使用を容認していないが、IFRSでは十分な定期性をもって退職給付債務を測定する方法が容認されており（IAS第19号第56項、第57項及び結論の根拠第16項参照）、実務的には、数年（通常3年程度）に一度個別データを基に退職給付債務計算を行い、計算年度間の年度については、原則法で算出した計算結果の基準日時点の退職給付債務を調整するロールフォワード方式による簡便的な方法が認められている。 ※なお、ロールフォワード方式をとる場合であっても、IFRSでは、年金資産運用の実績と予測の差異等に関し、遅延認識を認めていると考えられるので、あわせて検討する必要があると考えられる。 		
【論点2】 年金資産及び期待運用収益の会計処理			
【論点2-1】 期待運用収益の取扱い			
検討の対象とすべき（1件）	この論点は国際的な会計基準の方向性がおおむね固まっていると考えられ、また、基準間に差異があるため、見直しの対象とすべき。		
期待運用収益は廃止すべき（2件）	<ul style="list-style-type: none"> 期待運用収益率には恣意性が介在しやすいとの問題がある一方、これを採用すべき合理的根拠には乏しい。 IASBのDPの指摘のように、期待運用収益率の設定において企業に恣意性を与 		

審議事項（3）－2

平成 21 年 5 月 18 日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<p>えることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に株式運用の場合には、期待運用収益（見積り）と運用収益（実績）に大きな乖離が生じることが度々起きており、このような事態によって財務報告の信頼性を損なわれる懸念がある。 		
<p>期待運用収益を廃止すべきではない（1件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 期待運用収益の廃止は、退職給付費用のみを認識することによる企業負担の増加となることから、年金制度を支える企業にとっては、年金制度を維持すること自体を否定することに繋がりがかねない恐れがあり、雇用形態を含む社会制度全般に影響を与えかねない問題になりうる。 会計的な観点からも年金資産の運用は将来給付される予定である年金債務をまかなうための必要不可欠な経済行為であり、債務に係る費用と当該負債をまかなうための運用益とセットで議論するのが経済行為を適切に反映する会計処理である。 期待運用収益に内在する主観性の問題は、寧ろ監査の問題である。更には、IASB の DP「金融商品の財務報告における複雑性の提言」において展開されている、客観性よりもレリバンスを重視する IASB の姿勢と矛盾するようにも見受けられるため、期待運用収益を廃止する積極的な理由にはなりえない。 一方で、年金資産の利回りのボラティリティは昨今非常に大きくなっており、より客観的かつ精緻な見積もりを行う方向性を検討することについては、異論はない。 		
<p>（廃止をしない場合）期待運用収益率の設定方法を会計基準で明示すべき（4件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> IASB の DP の中で期待運用収益を廃止する案が示されているが、最終的な結論は流動的である。廃止される場合であっても、それが適用されるまでの間、期待運用収益率は長期間に対しての運用収益率として設定するものであることを明示することは有益である。 現行の基準では企業の主観により期待運用収益率を恣意的に選択することが可能であるため、企業の恣意性を排除できる期待運用収益率の設定方法を会計基準で明示すべき。 日本年金数理人会が公表している「退職給付会計に係る実務基準」第2節2.3に記載されているような、合理的な根拠に基づく市場や経済環境の予測等を基礎にした長期的な利率を用いることができるように、会計基準においても期待運用収益の設定に係るガイダンスなどを明示すべき。 具体的な規定としては、客観性の確保等の観点から、過去の各資産別の平均収益 		

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<p>率に基づいて期待運用収益率を設定する方法など、米国会計基準の SFAS 第 87 号における規定に類似した基準を導入することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 期待運用収益の取扱いを廃止しない場合にも、期末日における優良社債の市場利回り（＝割引率）を採用すれば、本件の大きな懸念事項となっている恣意性は排除できる。 		
【論点 2-2】 退職給付信託の取扱い			
<p>退職給付信託の何らかの見直しが必要である（6 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンバージェンスに向けて見直しを検討すべき。見直しの方向性として、例えば、退職給付信託から年金制度への拠出を義務付けるといった対応について検討を行うことが考えられる。理由としては、現行の退職給付信託は、議決権留保により効率的な運用が行えない可能性があり、また、将来的に当該信託が積立余剰となることが事前に想定されるスキームであり、退職給付や掛金に充当している実態が乏しいことから、IAS 第 19 号の年金資産の定義（従業員給付を支払又は積立するためだけに利用可能なもの）に照らし、我が国の退職給付信託について、年金資産としての適格性が疑問視される懸念がある。 掛金の額が退職給付信託の有無に関係なく行われる年金制度については、退職給付信託についての規定の目的と整合しているか、退職給付実務指針の目的、趣旨、現状の実務とを比較検討し、実務が目的及び趣旨から逸脱していないか、さらなる論理が必要かどうかの検討を行うことは有用。 議決権等が会社に残るなど年金資産と考えるには疑問な点がある。年金資産の不足を株式の含み益で補填したと考えられる退職給付信託導入時の状況を鑑みると、制度そのものが不適切と考える。年金資産としての資産性は年金給付に使用されることが約束されている限り有効と考えるが、議決権行使が委託者に残るような場合は、金融資産の消滅の要件の観点から、支配が継続していると考え、損益計上は認めないなどの整理や、退職給付信託は、退職給付会計導入当初の政策的な役割は既に果たし終え、年金資産として本来認められる範囲に対象を絞り込むような見直しの検討は必要。 退職給付信託は設定当初の外部環境や導入目的から変化が生じており、実務上の商品バラエティも進んでいるため、会計処理に当たり実務上の判断に迷う場面もある。また、IFRS の導入の際も同様の論点が生じるため、退職給付信託についての会計上の位置づけや基本的な考え方の再整理を行うことが望 		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<p>ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の会計基準と国際的な会計基準の間には相違点がある。 		
<p>（一定の）退職給付信託については、年金資産の適格性に問題はない （3件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実務指針第7項の退職給付信託の定義により、退職給付信託が退職給付に充当されることは明確であり、論点整理第48項で示されている問題を理由に、退職給付信託を年金資産に加えることが不適当と結論づける合理性は乏しい。 税制適格退職年金制度に基づく年金資産は、退職給付会計基準の設定時点で年金資産としての適格性が検討された経緯があるが、これを踏まえると、当該年金資産と同等又はそれ以上の拘束された年金給付に充てられるという条件が満たされれば、退職給付信託も適格性が認められると考える。 		
<p>退職給付信託が問題であるかについて、再検討が必要（2件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 売買・換金の制約性に関して言えば、通常の企業年金の資産にもヘッジファンドやプライベートエクイティのように上場株式に比較すると換金性が相当制約されているものもあるので、必ずしも論点整理で記載されている疑問点が真に問題であるかどうか明らかではない。 退職給付信託の見直しにあたっては、論点の整理で指摘されている問題点が真に問題であるかを実態調査なども行ったうえで、十分に精査し、問題解決案を検討すべき。 		
<p>年金資産についての整理が必要（1件）</p>	<p>退職給付信託に関して様々な意見が生じる原因は、我が国の会計基準に年金資産に関する十分な概念や要件規定がないこと、また、退職給付会計・実務指針では年金資産の要件を定めているものの、退職給付信託については年金資産に該当するかどうかの要件を別途、個別具体的に定めていることなどの規定構成上の難点にあるのではないかと考えられる。</p>		
<p>数理計算上の差異の即時認識と併せて検討すべき部分がある（1件）</p>	<p>仮に数理計算上の差異が即時認識されることになった場合には、①事業主による入替えや処分に制約がある信託設定資産についても、その時価の変動が毎期の財務諸表へ直接反映されることとなり、売買・換金を行うことが事業の遂行上から制約されるような株式を活用するという退職給付信託の政策的とも言われる当初の目的を超えた影響が生じるものと考えられるため、年金資産として認められるべき退職給付信託の範囲については慎重な検討が必要であり、②信託設定時点では事業主が想定し得ない会計基準の変更となるため、この変更時には、退職給付会計実務指針第55項（退職給付信託の資産の入替え）に記載されている「入替えが必要と認められる特別の事由が存在するに到った場合」</p>		

審議事項（3）－2

平成 21 年 5 月 18 日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
我が国の退職給付信託が、国際的な会計基準においても年金資産となるかについて、早急な確認が必要（5件）	<p>に該当すると考えるが、これも論点と合わせて検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の国際的な議論の過程で、我が国の退職給付信託が年金資産として認められないという懸念が生じるのであれば、その影響が大きいことから、年金資産の概念や定義について至急整理が必要である。 年金資産として認められるべき退職給付信託の範囲について、仮に見直しが行われた場合、既に信託として拠出済みの年金資産についてまで当該変更の影響が及ぶことになると、非常に大きな影響を及ぼすことになる。今後のことも踏まえると、わが国において設定されている退職給付信託について、IFRS等において年金資産とみなされない可能性があるかどうかについて確認していただきたい。 仮に該当事項がある場合には、各企業で個別の対応が必要であることから、速やかに公表する必要があると考える。 その場合には、会計上の実務（過去の益出し部分の取り扱いなど）も含めて早急に本邦企業に通知がされるべきであり、何らかの緩和措置（過年度に設定した当該信託には影響が及ばないこととする等）の導入も視野に入れるべきである。 また、本件の実務への多大な影響にも鑑み、一般的な信託契約のIFRS等における年金資産の適否について検討していただきたい。 IFRSの採用やコンバージェンスについては同意していると思われる我が国において、退職給付信託のみを個別の観点から論じることは難しい。 <p>×本論点を国際的な議論の場で取り上げるメリット・デメリットも十分に比較考慮の上で、今後の対応を図るべきである。</p>		
【論点3】 貸借対照表で計上する退職給付に係る負債			
【論点3-1】 年金資産と退職給付債務の総額表示			
純額表示を維持すべき（2件）	我が国の制度において、年金資産は退職給付の債務履行にのみ使用され、企業は年金資産を自身の事業等に使用することはできず、基本的に支配権を持ち得ない。そのため、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業のB/Sに計上することには問題があり、かえって財務諸表利用者に誤解を与える恐れがあるため、総額表示ではなく純額表示を維持し、注記で総額を表示する現行の方法が望ましい。		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
現時点では見直しの対象とすべきではない（3件）	<ul style="list-style-type: none"> 連結範囲の問題、及び関連当事者としての年金制度の取扱いについてもあわせて議論する必要があるが、これらについて一定の結論が出るまでは現状のままでよい。 仮に総額表示となる場合には、利用者の混乱を避けるため、財務諸表において独立した区分を設定して表示する等の対応が必要になると考えるが、現時点では見直しの対象としないという議論の方向性に賛同する。 この論点については、国際的な議論の動向により内容が変更されることが考えられる。 		
個別財務諸表における表示も併せて議論すべき（1件）	年金資産と退職給付債務の総額認識か純額認識かに関して、我が国においては、連結財務諸表だけでなく個別財務諸表も作成・開示されるため、仮に退職給付制度を連結して総額認識することとした場合には、個別財務諸表上はどのように表示されるのかについても考慮する必要がある。		
年金資産の範囲を見直すべき（1件）	年金資産の範囲は現金及び現金同等物、又はリスクフリー債券等に限定すべきである（退職給付信託についても同様）。（退職給付意見書では、）年金資産と退職給付債務が純額表示されるのは、年金資産は退職給付の支払いのためにのみ使用されることが制度的に担保されていることから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業のB/Sに計上することには問題があり、かえって、財務諸表の利用者に誤解を与えるおそれがあるためとされている。しかし、年金資産が公正価値変動リスクや信用リスクに曝されており、かつ当該リスクを実質的には企業が引き続き負担しているのであれば、オフバランス処理によりその事実が不明瞭になることには問題がある。		
論点 3-2 制度の積立状況の貸借対照表での計上			
（制度の積立状況の貸借対照表での計上の論点については、論点 4-1 で併せて記載している。）			
アセット・シーリングを論点として検討すべき（4件）	<ul style="list-style-type: none"> 我が国基準と IFRS との（重要な）相違点の1つであり、国際的会計基準へのコンバージェンスの過程において検討を行う必要がある。 資産の概念フレームワークとの整合性から考慮すべき。 		
【論点 4】 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理			
【論点 4-1】 数理計算上の差異の会計処理（「論点 3-2 制度の積立状況の貸借対照表での計上」を併せて記載している。）			
B/S 即時認識は	B/S に制度の積立状況を計上することに係る論点については、国際的な会計		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
検討対象とすべきだが、P/Lは対象とすべきでない（1件）	基準の方向性が概ね固まっているため、これを取り上げるべきだが、P/Lでの扱いについては国際的な議論の動向により内容が変更されることが考えられるため、国際的な議論と合わせて検討することが合理的。		
即時認識の是非は判断できない（1件）	退職後給付債務の会計上の意義とそれに基づく評価方法を明確にしなければ、会計処理の是非は判断できず、その結論を得ないまま、即時認識への会計処理の変更の是非を判断することは困難である。まず、論点1を優先する必要がある。なお、仮に即時認識への変更を優先する場合、B/Sでの即時認識にとどめ、P/Lでの処理は変更すべきではない。		
B/S上もP/L上も、即時認識をすべき（1件）	引当金の設定目的は適切な期間損益計算にあると考えられるため、数理計算上の差異はすべてP/Lにおいて即時認識すべきである。遅延認識の必要性として、①退職給付債務の算定が超長期の将来予測を含むため、十分な信頼性をもった見積りとは必ずしもいえない点が考えられるものの、必要であれば退職給付債務の算定において、一定の将来期間以降の部分については引当金に反映させず偶発債務として取り扱うことができる。他の必要性として、②割引率の基礎となる市場利回りや年金資産の公正価値の変動を直接退職給付引当金や退職給付費用に反映させることに対して、長期的視点からは妥当でないという点が考えられるが、市場原理を重視する国際的な流れの中においては、市場の短期的変動による影響も退職給付引当金に反映せざるを得ないものと考ええる。		
B/S上もP/L上も、即時認識をすべきではなく、遅延認識によるべき（1件）	即時認識には、貸借対照表日において債務が実態を反映し、公正に測定されるものとなっていることが不可欠であるが、予測単位積増方式に基づく退職給付債務は、我が国のみならず国際的にも様々な問題が指摘されており、そのままB/S又はP/Lで即時認識すれば、却って財務諸表が企業の実態を反映せず、透明性も損なわれることとなる。将来的には債務認識及び測定方法の見直しも見込まれるなか、敢えて現在の計算方法による結果を即時認識する基準変更を行うことは問題がある。		
B/S上は即時認識した上で、（リサイクルを通じて）P/L上は遅延認識	<p>制度の積立状況をB/Sにおいて計上すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立状況をB/Sに計上することにより、理解可能性や有用性を改善しうる。 国際的な会計基準では、制度の積立状況をB/Sで計上することが求められており、我が国においても導入に向け議論を進めるべき。 		

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
<p>をすべき (6件)</p>	<p>P/L上では即時認識をすべきではなく、リサイクルを通じて遅延認識すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 純利益が一過性の金利変動や一時点の資産評価による影響を全額計上・反映したものであるならば、期間の企業活動の成果を示す財務情報の有用性や、時系列・企業間の比較可能性が著しく損なわれてしまう。 • 数理計算上の差異は、資産及び負債の再測定による変動額であり、マネジメントのコントロールが及ばない、会社の事業活動の成果との関係が低い領域である。 • 数理差異の変動が、短期の企業業績に与えるインパクトがあまりに大きいと、企業の福利厚生制度に関する意思決定を過度に消極的な方向に導くことや、企業の年金資産への投資行動に歪みを生じさせることも懸念される。 • ASBJの討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の純利益の考え方（投資のリスクからの解放）に照らせば、年金支払時等の損益が実現するタイミングで数理計算上の差異を純利益として計上すべきであるが、各従業員の給付債務に対応する年金資産を特定すること等は実務的に困難であるため、現在の会計基準においては、遅延認識と呼ばれる近似的な手法を用いていると理解している。 • アプローチ1による場合、純利益の意義についての根本的な議論をする前に、その内容を決めてしまう結果となり不適當である。アプローチ2、3による場合、当期純利益等の重要な指標の有用性や比較可能性を損ない、また、会計操作の余地を広げる恐れがある。 • 重要な業績指標である純利益の有用性を維持するためには、数理計算上の差異を即時認識すべきではなく、リサイクルを通じて長期的に損益として認識すべき。 • 短期的には、未積立退職給付債務をB/Sで認識し、リサイクルする遅延認識を変更すべき意義はなく、米国会計基準と整合した会計処理とすることが望ましい。今後、遅延認識と即時認識のいずれが有用であるかについて、価値関連性の実態調査を行うことが有用である。 		
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当期利益、包括利益の扱い方により、退職給付会計の見直し方の考え方も異なってくる。例えば、当期利益を重視するのであれば、即時認識される場合も、多額の退職給付費用を一時に計上するのではなく、包括利益で認識した 		

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<p>上でリサイクルする方法が適切と考えるが、包括利益が重視されるのであれば、即時認識そのものが不適切と考える。費用表示のあり方は、債務・資産の法的性格やその変動の原因によって適切なものとするべきであり、IFRS や日本基準の財務諸表の表示プロジェクトと重大な関係を持つ。したがって、数理計算上の差異等の費用表示の方法についても、当該プロジェクトの動向を踏まえ、慎重な議論を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立超過の制度の状況と積立不足の制度の状況を合算して純額表示することについては容認すべき。 		
【論点 4-2】 重要性基準と回廊アプローチ			
<p>当面、検討対象とすべきではない（1 件）</p>	<p>この論点については、現在行われている国際的な議論の動向と併せて検討すべき。</p>		
<p>重要性基準の方が回廊 AP よりも合理的（1 件）</p>	<p>一度測定した数理計算上の差異を回廊内であるということによって永続的に認識しない合理的な理由は乏しく、また退職給付の長期的性質を鑑みると、重要性基準の適用を引続き認めるべき。</p>		
<p>回廊アプローチの採否にかかわらず、重要性基準を廃止すべき（2 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 回廊アプローチについては、今後の国際的な会計基準の見直しの議論に従うとしても、重要性の基準は廃止する方向で検討すべきである。 （B/S に積立状況を計上すべきという意見を採用しているため、）重要性基準によれば本来 B/S に計上される退職給付債務と比べ、10%の範囲で異なる金額が B/S に計上される可能性がある。 		
<p>重要性基準の廃止は回廊アプローチの採用と併せて検討すべき（1 件）</p>	<p>IASB が公表した DP の中で回廊アプローチを含む遅延認識を廃止する案が示されているが、最終的な結論は流動的である。重要性基準については、期末の割引率に基づいて計算した退職給付債務と異なる金額での認識を認めることになるという問題がある。しかし、かかる重要性基準が回廊アプローチとの比較で導入されたことに鑑みれば、回廊アプローチの導入を行うことなく重要性基準を廃止することは適当ではない。</p>		
<p>重要性基準を廃止する場合には検討すべき事項がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> 欧米においては、重要性基準が明示的に存在しないにも拘らず、会計の一般実務における重要性の原則の文脈で、我が国の重要性基準に類似する運用がなされている可能性もあると認識している。したがって、仮に重要性基準の廃止を議論するのであれば、重要性基準の運用と、欧米の重要性の原則の運 		

審議事項（3）－2

平成 21 年 5 月 18 日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
(2 件)	<p>用についての相違を吟味すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に重要性基準を廃止する場合でも、国際的な会計基準において数理計算上の差異が P/L 上で遅延認識され、回廊アプローチが存置されている限りにおいては、我が国の企業が国際的な比較の中で不利な取り扱いを受けることがないように慎重に検討する必要がある。 		
回廊アプローチの採用を検討すべき (3 件)	<ul style="list-style-type: none"> まずは遅延認識の廃止、存続の検討に結論を出した上で検討の俎上に載せるべきと考えるが、回廊アプローチを導入して重要性基準を廃止することが、費用対効果や有用性の観点から望ましいと考える。 回廊アプローチを将来廃止する議論があるため、短期間の導入となるかもしれないものの、回廊アプローチの導入を検討すべきである。この理由は、期末一時点での市場金利の振れ如何で重要性基準と回廊アプローチでは費用認識すべき金額が大きく異なる可能性があり、回廊アプローチを採用する欧米企業との間の比較可能性が大きく損なわれるためである。 期間損益の適正な把握及び投資家に対する国際的な比較可能性の確保のため、さらには現在の経済金融危機などを踏まえた我が国の企業の円滑な資金調達のためにも、回廊アプローチの早期導入が必要。 		
【論点 4-3】 過去勤務債務の会計処理			
当面、検討対象とすべきではない (1 件)	この論点については、現在行われている国際的な議論の動向と併せて検討すべき。		
即時認識すべき (1 件)	引当金の設定目的は適切な期間損益計算にあると考えられるため、過去勤務債務は P/L において即時認識すべき。		
遅延認識を維持すべき (4 件)	<ul style="list-style-type: none"> 純利益の性質を維持するためには、数理計算上の差異と同様に P/L 上で遅延認識すべき。 給付利率の変更等によって過去から将来までの長期に渡って発生する影響額を、一時点で全額計上することは期間損益を大きく歪め、財務諸表の有用性を大きく損ねてしまう。 期間損益が給付利率の変更等によって過去から将来までの長期に亘って発生する影響額を、一時点で全額計上・反映する場合、投資家が企業の投資判断を行う際の、財務諸表の有用性が大きく損なわれる。 		

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルをすることにより、クリーン・サープラス関係を維持すべき。 		
相違点について考え方を整理すべき（2件）	<p>過去勤務債務の取扱いで即時認識しないことを前提とすれば、我が国の会計基準とIFRS等とで既に相違がある点を整理・検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の制度は給付権利概念が諸外国と比べ希薄である点を踏まえ、償却期間や負の過去勤務債務の処理を検討すべき。 今後のIASB、FASBの議論に備えておく必要がある。 		
コンバージョンのため、我が国の状況をIASBと協議すべき（1件）	<p>現行IAS第19号では、給付が権利確定するまでの平均期間にわたり定額法によって費用認識することとされているが、我が国では権利付与の形態が異なるため、我が国にこの規定を直接あてはめることはできず、規定内容の解釈が必要となる。我が国では、一般に退職時又は支給開始時に受給権が確定するが、後者の場合には、日本基準による場合の方が相当短い期間で償却することになる。しかしながら、このような解釈は、IAS第19号が想定していることに必ずしも沿っていない可能性があり、これはIAS第19号が我が国の制度のような権利付与の形態を想定していないことが原因であると考えられる。したがって、ASBJを中心とした我が国での検討結果に応じて、IAS第19号の改善に貢献できる可能性も考えられる。</p>		
【論点5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示			
当面、検討対象とすべきではない（1件）	<p>この論点については、現在行われている国際的な議論の動向と併せて検討すべき。</p>		
一括表示すべき（1件）	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務は実際の資金調達手段を代替するものではなく、第三者との間で売買されるものでもないため、財務活動との関連性は希薄である。DCF法を用いたり、年金資産を控除するのは、あくまでも退職給付に係るより適切な引当額を算出・表示するための技法にすぎないと考えられるため、退職給付費用はすべて営業損益に含めることを原則とすべき。 ただし、例外処理として、実際運用収益、利息費用及び割引率の変更に伴う数理計算上の差異について財務損益として表示する方法も容認できる。 		
遅延認識などを前提とする限り、一括表示	<ul style="list-style-type: none"> 数理計算上の差異等については遅延認識が必要と考えているが、その上で現在、注記において適切な開示が行われていることを踏まえれば、P/Lでは退職給付費用を単一科目として表示することで十分である。 		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
すべき（3件）	<ul style="list-style-type: none"> • 利息費用や期待運用収益など、勤務に関連するもの以外の費用もまた、長期的には退職給付のために不可避免的に発生する費用であり、これらはリサイクルを通じて長期的に損益として認識されるべきものである。よって、退職給付費用については一括して営業損益に計上すべき。 • 退職給付費用の表示の検討については、年金会計の基本的問題を検討する際に合わせて行うべきであり、現段階では年金資産・負債の変動額は同一に会計処理すべき。 		
財務諸表の表示の議論と併せて検討すべき、ほか（2件）	<ul style="list-style-type: none"> • まずは財務諸表の表示の議論からその妥当性を検討するべきであって、単独で結論を出す方向で検討を進めるべきではない。 • また、再測定について、包括利益計算書上で他の項目と区別して表示することについては、営業内あるいは営業外で表示をするか合意形成に至っていない背景から賛成できない。 		
即時認識する場合、分解表示すべき（1件）	<p>仮に数理計算上の差異等について（P/Lで）遅延認識しない場合には、当該費用について、別途の科目として表示すべきである。</p>		
分解表示を認めるべき（2件）	<ul style="list-style-type: none"> • 利息費用や期待運用収益は、退職給付を後払いすることに伴う財務活動によって生じたものとみなすことができる。 • 期待運用収益や利息費用等を営業損益に含めれば、営業損益が歪められてしまう。 • 退職給付費用を単一の科目で表示することを義務付ける積極的な理由は見当たらない。 		
【論点6】 退職給付（給付建制度）に係る開示			
有用性のある情報について、開示を拡充すべき（8件）	<ul style="list-style-type: none"> • 我が国の会計基準が求めている開示項目は国際的な会計基準よりも少なく、これらとの差異を解消すべき。 • 「年金資産及び退職給付債務の当年度のそれぞれの増減の内訳」や「年金資産の状況に関する情報」については、我が国においても有用な情報である。 • 特に、年金資産の状況に関する情報量は少なく、財務諸表の利用者は、年金資産の運用実態がわからず、会社の財政状態を十分に把握できない。昨今の経済情勢も鑑みると、早急に検討する必要がある。 • 制度上、開示が求められていないため、財務諸表の作成者サイドも年金資産 		

審議事項（3）－2

平成 21 年 5 月 18 日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<p>の運用状況を十分には把握しておらず、また、財務諸表の利用者に対して説明責任を果たせないのではないかという懸念もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✖ 欧米での議論や先行事例等を参考にして、財務諸表作成者にとって過大なコスト負担とならないように、有用性やコスト・ベネフィットの検討が必要。 ✖ 過度の負担を避けるため、注記対象の開示期間について考慮が必要。 ✖ 年金資産情報の開示については実際に運用を委託している運用機関に依存するケースが大半であるため、運用機関の情報提供体制を加味しながら検討を行うべき。 ✖ 米国会計基準に特有の開示項目については、検討対象とする意義は乏しい。 		
【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示			
検討の対象とすべき（2 件）	<ul style="list-style-type: none"> • 「縮小」の取扱いは、我が国と IFRS とで異なるため、これを取り上げるべき。 • この論点は国際的な会計基準の方向性がおおむね固まっていると考えられ、我が国の見直しの対象とすべき。 		
包括的見直しの必要はない（1 件）	国際的な会計基準と大きな基準差がないため、（下欄の項目を除き、）優先度を高くして検討する必要はない。		
論点 1-2 と併せた議論が適切な部分がある（5 件）	<ul style="list-style-type: none"> • 縮小についての論点を取り上げるのであれば、論点 1-2 と併せて検討すべきである。 • 上記の点について、国際的な会計基準との差異がない方向で検討を進めるべき。 		
縮小については遅延認識すべき（1 件）	給付利率の変更等によって現在の従業員による将来勤務に係る給付を減額させるような改訂を行う場合、その影響は将来にわたり従業員の勤労意欲の減退をもたらすものであることから、（現状と同様に過去勤務債務とし、）論点 4-3 で示したとおり、遅延認識とすべき。		
【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示			
現時点では（包括的な）見直しは不要（5 件）	国際的な議論の動向と歩調を合わせて慎重に検討する必要があるが、第 134 項にある通り、我が国のキャッシュ・バランス・プランについては給付建制度と同様の会計処理を適用することでも大きな問題は生じない。		
見直しの検討	• キャッシュ・バランス・プランなどハイブリッド型制度は現状も比較的多く		

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
を進めておくべき（2件）	<p>導入され、また、今後も導入が想定されており、国際的な議論と歩調を合わせて検討することに異論はないが、日本でこの論点を正式に議論した経験がないと思われ、日本の実務事情も踏まえた検討を進めておくことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> IASBのDPの提案によれば、従来とは大きく異なる取り扱いとなる可能性があり、こうした影響を考えるとある程度時間をかけて議論しておくことも有益。 キャッシュ・バランス・プランに限らず、退職給付について、給付ごとに事業主が負担しているリスクや給付付与の特徴・支給要件など多角的な観点から区分・分類を行い、その特性ごとに整合的な測定概念・方法を特定し、それに対応した会計処理を検討すべき。 		
論点1-2と併せた議論が適当な部分がある（4件）	<ul style="list-style-type: none"> 論点整理第136項に記載されている問題は、キャッシュ・バランス・プランだけでなく、ポイント制の制度等でも生じうるため、キャッシュ・バランス・プラン単独の問題として捉えるのではなく、論点1-2で示された退職給付債務の測定の問題として、包括的に議論することが適当。 将来の見込み昇給額等を反映しない単位積増方式の採用についても議論を行うべき。 		
【論点9】 複数事業主制度の会計処理と開示			
見直しは不要である（2件）	<ul style="list-style-type: none"> 複数事業主制度は、制度の性格上、個々の会社ベースでは十分な情報が入手できない場合が多い現実に鑑み、拠出額を退職給付費用として会計処理することを継続することが現実的。 （2つ下の欄の差異については、）連結グループの子会社における個別財務諸表の取扱いについての差異であり、重要性は乏しい。 		
我が国の事情を考慮し、検討が必要（2件）	<ul style="list-style-type: none"> 総合型の厚生年金基金が多く存在する我が国にとって、複数事業主制度の会計の整理は重要な論点となるため、検討すべきである。なお、我が国の総合設立型の厚生年金基金と欧米の共同事業主制度の相違についても整理が必要。 日本独自の複数事業主制度の形態もあると思われ、多くの企業グループが採用しており影響も大きいことから、日本の実務事情も踏まえた検討を進めておくことが望ましい。論点整理では、我が国の会計処理及び開示は、IFRSの取扱いと概ね同様と考えられるとあるが、個別と連結との関係、親抜け連合型等の実務の取扱い等を考えると、実際にこのように言いきれぬか疑問があ 		

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	る。今後の影響を考えるとある程度時間をかけて議論しておくことも有益。		
個別財務諸表上の取扱いを見直すべき (1件)	日本基準では、年金資産を合理的に分割できない場合であっても、子会社の個別財務諸表上、これを分割できるとみなして処理する結果、キャッシュ・フローと退職給付費用が永久に整合しないことになっている。IAS第19号の会計処理を参考に見直すべき。		
【論点10】 その他の退職後給付			
検討の対象とすべきではない (2件)	<ul style="list-style-type: none"> その他の退職後給付に関する会計処理は、その適用される国の社会保障制度、医療制度そのものが異なることや第149項にあるように、我が国では当該制度に該当する仕組みを保有する企業が少ないとされているため現時点で会計基準としての必要性が乏しい。 我が国においては重要性が乏しく、優先順位は低い。 		
一時的解雇給付の会計処理について検討すべき (1件)	日本の会計基準では、一時的解雇給付が明示的に取扱われておらず、企業会計原則注解18に基づいて引当金を計上するのが一般的な実務と考えられる一方で、IFRS、米国会計基準では明示的に一時的解雇給付の会計処理を取り上げていることを踏まえると、今後の審議の過程の中で合わせて検討すべき。		
その他－厚生年金基金の代行部分			
厚生年金基金の代行部分の取扱いを論点とすべき (4件)	<p>代行部分の会計処理について、今回の見直しの中で検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月27日に公表された実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」(PITF22)では、厚生年金基金の代行部分に関する会計処理について、論点の存在は確認しつつも、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すことにとどまっている。 法律上も実態上も同等と考えられる交付金と政府負担金とで、退職給付債務での取扱い及び発生時の会計処理が異なることは適切ではない（前者にのみPITF22が適用される）。同等の取扱いとするために、代行部分の退職給付債務に関する抜本的再検討が不可避。 <p>代行部分について最低責任準備金を上回る負担を求められることはなく、厚生年金基金設立企業にとり最低責任準備金相当額が法定の債務額となっており、退職給付債務金額もこれで評価すべき。</p> <p>国の社会保険制度の一部として代行部分すべてを切り離し退職給付会計の対</p>		

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	象外とし、年金資産から最低責任準備金を控除する等の方法によることも検討すべき。		
その他－厚生年金基金の代行部分 以外			
その他	論点整理第 21 項の記述全体に誤解があるように思われる。年金給付勤続期間測定法（Benefit/ years-of-service approach）に立ち返り再検討すべき。		
	長期勤続者を相対的に優遇する制度が減少することは勤務期間をベースとした定額基準に合ってくるのではないかと考えるため、論点整理第 29 項の文章には誤解があるように思う。		
	論点整理第 58 項の「この純額処理は、明確に論じられたり広く理解されえたりするわけではなく、他の会計基準と異なるものであるが、長年の年金会計を形成している慣行であるとされている。」という表現は適切か。米国における SFAS 第 87 号の検討過程で十分に検討されていたと思う。		
	論点整理第 68 項及び第 72 項の「表現の忠実性」は「表示の正確性」又は「表示の精確性」の方が良い。SFAS 第 158 号の “representationally faithful” あるいは IASB の DP の “faithful representation” を参照していると思うが、「忠実」という語には主義主張や宗教のような者に対す状態を指していると思われる。これはあるがままに写実したような意味だと思うので、正確あるいは精確が良い。Representation は会計で使用されるときは「表現」ではなく「表示」が一般的である。		
	論点整理第 153 項(3)「退職給付費用の純額での報告が、その各構成要素の影響の理解を困難にしている」という記述は妥当か。各構成要素の内訳を注記すれば何ら問題ないと思う。		
	<p>論点整理の中の論点には、退職給付の制度（取引）に内在する特有の問題に起因する問題を、あたかも他の会計基準や会計の概念と整合していないと批判する例が見られる。例えば次のものが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 13 項、予測単位積増方式に基づく退職給付債務は将来の昇給を反映するため現在債務に当たらず、FASB 概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」における負債の定義を満たさないのではないか。 2. 第 76 項、数理計算上の差異（及び過去勤務債務）の遅延認識の廃止が検討されている。 		

審議事項（3）－2

平成21年5月18日現在

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
	<p>3. 第81項、遅延認識の廃止が提案されている。即時認識にすることにより、IASBの概念フレームワークや他のIFRSと整合する。</p> <p>4. 第158項(1)、企業が認識する退職給付債務は給付算定方式に応じて算定されるとしている。これは権利が未確定の給付を企業が負債として認識することを意味するが、他のIFRSによる負債の認識と整合していない。</p> <p>5. 第90項、回廊アプローチは、回廊の範囲内にある数理計算上の差異を永続的に認識しない処理であるが、このような考え方を採る会計処理は他には存在せず、退職給付会計以外の会計の考え方と整合しない。</p> <p>6. 第158項(2)、予測給付（昇給を含む。）に基づき退職給付債務を測定するなど、IAS第19号の測定はIFRSの測定モデルとは大幅に異なる。</p> <p>これらの問題に対する判断は、米国での検討の「測定」について理解しないとできないであろうと考える。</p>		